

鳥取県訓令第12号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後					改正前						
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）						
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考		
略					略						
水産課	1 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員として の職務に従事する職員	冬服（上衣及びズボン）	1	36	図4のとおり	水産課	1 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員として の職務に従事する職員	冬服（上衣及びズボン）	1	36	図4のとおり
	夏服（上衣及びズボン）	1	48	図4のとおり		夏服（上衣及びズボン）	1	48	図4のとおり		図4のとおり
	制帽	1	36	図5のとおり		制帽	1	36	図5のとおり		図5のとおり
	日覆	1	36	図6のとおり		日覆	1	36	図6のとおり		図6のとおり
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24			雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24			
	2 漁業取締船の乗組職員	作業服（上衣）	2	48	図7のうち上衣のとおり	2 漁業取締船の乗組職員	作業服（上衣）	2	48	図7のうち上衣のとおり	
		作業服（夏上	2	48	図16のとおり		作業服（夏上	2	48	図16のとおり	

	員として の職務に 従事する 職員（漁 業取締船 の乗組職 員を除 く。）	制帽	1	36	図5のとおり					
		日覆	1	36	図6のとおり					
		雨合羽 （上衣、 ズボン及 び頭巾）	1	24						
	3 漁業取 締船の乗 組職員	作業服 （上衣）	2	48	図7のうち上衣 のとおり					
		作業服 （夏上 衣）	2	48	図16のとおり					
		作業服 （ズボ ン）	2	24	図7のうちズボ ンのとおり					
		作業帽	1	12	図8のとおり					
		ゴム製半 長靴	1	12						
		安全靴	1	36						
		防寒服	1	36						
防寒ズボ ン	1	36								
雨合羽 （上衣、 ズボン及 び頭巾）	1	24								
略					略					
図 略					図 略					

附 則

この訓令は、平成20年10月21日から施行する。